

「原発」都民投票の会

都議会・住民投票条例を求める陳情を不採択!

本年2月8日に10、378筆の連署をもって「常設・実施必至型」住民投票条例の制定を求めて都議会に陳情を提出しました。同陳情は平成25年第1回定例会で審議され、3月28日の本会議において採決が行われ、反対66、賛成58で不採択が決定されました。反対に回った都議は自民・公明・東京維新の他1名、賛成は民主・共産・ネットの他3名でした。これに先立ち本件が付託された総務委員会では2月18日に審議を行い8対7で不採択としま

したが、自民・公明の委員は「慎重に検討すべき課題が多い」「時期尚早」と指摘したものの、住民投票そのものについての反対意見は述べず、今後議論の蓄積が都議会においてなされるべきとの認識が今回の陳情にて共有できたのではないかと考えます。今後都議会と私たち市民の間で住民投票や政治過程への市民参加について一層議論がなされていくことに当会として積極的にかかわってまいりたいと思います。(大島)

住民投票条例に関する陳情書

東京都議会議員
中村 明彦殿

提出平成24年 月 日
住所 東京都港区赤坂7-2-6-507
市民活動共同事務所内
電話 03-3200-9115
代表者 住民投票を実現させる会
氏名 大島 崇

要旨
常設型(実施必至型)住民投票条例を制定してください。

理由
2012年6月20日東京都議会は、都民32万3076筆の有効署名数をもって制定請求した「東京電力管内の原子力発電所稼働に関する住民投票条例」案を本会議で否決しました。
2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、東京都民のみならず日本国民に原発の安全性への疑念や放射性物質拡散に対する不安をもたらしました。また原発による電力の最大消費地である東京において消費者であり主権者である都民は、原発の設置、稼働に関与する権利、言い換えれば恩恵を受けるには責任が伴うと認識を変えるに至りました。これらと向き合い、個々が意思を表すことを目的とした都民投票が実現できなかったことは誠に残念です。
住民投票は市民の意志を示すものであり、民主主義の本旨である「参加と自治」にとって必要不可欠な制度です。既に多くの自治体で常設型住民投票条例が設置され、十分な情報提供や住民と議会との討議の場が設けられた上で住民投票が行われています。
私たちの生活にとって重要な政策課題について都民の意志が反映されるよう、常設型住民投票条例の制定を求めます。

氏名	住所

小平市で住民投票!

報道等でご存知のとおり、東京都で初めての直接請求による住民投票が小平市で行われることになり、私たち「原発」都民投票の会も、この活動を応援すべく、直接請求を行った「小平都市計画道路に住民の意思を反映させる会」の賛同団体となりました。

この住民投票は、東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について、「住民参加により計画案を見直す」べきか、それとも「計画案の見直しは必要ない」かについて小平市民の意向を確認することを目的としています。

小平市の貴重な緑である小平中央公園の雑木林の約半分を消失させ、玉川上水遊歩道を36メートル幅で分断するなど、多くの問題点を抱えているこの計画について、今日まで多くの市民団体や個人が、この計画の見直しを求めて来ましたが、その声は全く反映されず住民投票条例の直接請求に訴えたものです。

約半世紀、50年前に決定された

計画を、今を生きる私たちの視点で捉えなおすことは当然のことと思われれます。「原発」しかり、私たちは未来の子供たちに何を残すべきなのでしょう? 東京都内、あるいは日本全国の公共工事の行方、そして民主主義のあり方に、この住民投票の成否は、大きな影響を与えるものとなるでしょう。問題を他人任せにするのではなく、いかに「私」の問題として一人称で捉えられるか、が問われているのです。

小平市長が再選後、投票率50%の成立要件(達せられない場合開票もされない)を付加する、改正案を提出し、可決され、いま小平市では市民による投票率アップのための活動が必死に行われています。当会では、街頭活動の応援、情報の拡散、カンパ、「投票に行こう」幟の貸し出しなど、様々な形で支援していきます。会員の皆様、様々な形での支援をお願いいたします。

投票日は5月26日。
詳しくは「小平で住民投票!」
<http://jumintohyo.wordpress.com/>
をご覧ください。(吉澤)